国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究倫理教育及び研究ミス コンダクトへの対応に関する規程

制定 平成17年8月1日 17規程第56号 最終改正 令和4年12月14日 令04規程第33号 一部改正

(目的)

- 第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)における研究倫理教育について定めるとともに、研究ミスコンダクトに対する申立制度を設けることにより、研究所の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。
- 第2条 この規程において、「研究ミスコンダクト」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究成果物等(国立研究開発法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程(13規程第45号)第3条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)の作成又は公表に係る次の各号に掲げる行為その他の研究活動上の不適切な行為であって、研究倫理から大きく逸脱したものをいう。
 - 一 ねつ造(存在しないデータ又は研究結果等を作成することをいう。)
 - 二 改ざん (研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって 得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。)
 - 三 盗用(他の者のアイデア、分析若しくは解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を 当該者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。)
- 2 この規程において「部門等」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程(26規程第72号)第3章(第6条第3項に規定する組織を除く。)に規定する組織をいう。 (研究者倫理統括者)
- 第3条 研究所に、研究者倫理統括者を置く。
- 2 研究者倫理統括者は、役員(監事を除く。)及び職員のうちから理事長が指名する。
- 3 研究者倫理統括者は、次に掲げる事項を総括する。
 - 一 研究所における研究倫理教育の実施
 - 二 研究ミスコンダクトの処理に関する業務(研究者倫理統括者が、第4条の申立ての対象とされた者(以下「被申立者」という。)の所属する部門等を担当する理事、上級執行役員若しくは執行役員又は被申立者と同じ部門等に所属する職員である場合は、当該申立てに係るものを除く。)

(研究ミスコンダクト責任者)

第3条の2 前条第3項第2号括弧書の申立てがあった場合において、研究所に、当該申立て ごとに、研究ミスコンダクトの処理に関する業務を総括する研究ミスコンダクト責任者を置 く。 2 研究ミスコンダクト責任者は、役員(監事を除く。)及び職員のうちから理事長が指名する。

(研究倫理教育責任者)

- 第3条の3 理事長は、研究倫理教育を研究所内に徹底するため、役員(監事を除く。)及び職員のうちから、研究倫理教育責任者を指名することができる。
- 2 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動を推進するために、研究倫理教育を定期的に実施 する。

(研究倫理教育)

- 第3条の4 研究業務に従事する研究職員及び契約職員(以下「研究職員等」という。)は、研究所の行う研究倫理教育を研究所が定める期限までに受講しなければならない。
- 2 研究倫理教育責任者は、前項の期限までに研究倫理教育を受講していない研究職員等に対して、受講を促す注意喚起を行うものとする。
- 3 研究者倫理統括者は、前項の注意喚起後もなお研究倫理教育を受講しない研究職員等に対して、研究活動の一時停止等の必要な措置を講じることができる。
- 4 研究倫理教育の実施に関する事務は、コンプライアンス推進室が行う。 (研究ミスコンダクトに対する申立て)
- 第4条 役員、職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者(以下「役職員等」という。)は、他の役職員等(その者が退職等により役職員等でなくなった場合を含む。第6条第1項において同じ。)の研究所に係る研究ミスコンダクトを発見したとき、又は研究ミスコンダクトがあると思料するに至ったときは、研究者倫理統括者が別に定める申立書により、研究者倫理統括者に顕名による申立てを行うことができる。
- 2 申立ての受付及びこれに関する事務は、コンプライアンス推進室が行う。
- 3 役職員等以外の者からの顕名による申立て(申立書によらない通報等を含む。以下同 じ。)は、第1項の申立てがあった場合に準じて取り扱うものとする。
- 4 研究者倫理統括者(第3条第3項第2号括弧書の申立てにあっては、研究ミスコンダクト 責任者。第14条第2項、第17条第2項及び第27条第1項を除き、以下同じ。)は、匿名によ る申立てについて、研究ミスコンダクトの存在又はその疑いの内容が明示され、かつ、科学 的に合理的な理由が示されていると認める場合には、これを第1項の申立てに準じて取り扱 うことができる。

(申立者への協力依頼)

第5条 研究者倫理統括者は、必要があると認めるときは、申立てをした者(以下「申立者」という。)に対し、情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。

(指摘や相談の取り扱い)

- 第6条 役職員等の研究所に係る研究ミスコンダクトの存在又はその疑いが、報道機関、学会等の研究者コミュニティ又はインターネット等により指摘された場合は、研究者倫理統括者は、これを第4条第4項の匿名による申立てに準じて取り扱うことができる。
- 2 申立ての意思を明示しない相談を受けた場合において、研究者倫理統括者は、その内容を

確認して相当の理由があると認めたときは、当該相談を行った者(以下「相談者」という。)に対して申立ての意思の有無を確認するものとする。この場合において、申立ての意思表示がない場合にも、研究者倫理統括者は、当該相談を第4条第1項の申立てに準じて取り扱うことができる。

(悪意に基づく申立ての禁止)

第7条 何人も、悪意(被申立者を陥れるため又は被申立者が行う研究を妨害するため等、専ら被申立者に何らかの不利益を与えること又は被申立者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく申立てをしてはならない。

(申立ての受理等)

- 第8条 研究者倫理統括者は、第4条第1項の申立てがあったときは、その内容(第5条の規定により提供された情報の内容を含む。)を確認し、研究ミスコンダクトの存在又はその疑いの内容が明示され、かつ、科学的に合理的な理由が示されていると認める場合には受理の決定を、それ以外の場合には不受理の決定を行い、その結果を理事長に報告する。
- 2 研究者倫理統括者は、前項の決定を申立者(匿名による申立者を除く。以下同じ。) に通知する。
- 3 研究者倫理統括者は、申立ての事案に係る調査を研究所以外の機関(以下「他機関」という。)が行うべきであると判断した場合は、当該他機関と協議の上、当該申立てを当該他機関に回付するものとする。

(予備調査委員会の設置)

- 第9条 研究者倫理統括者は、前条第1項の規定により申立ての受理を決定したときは、予備 調査委員会を設置する。
- 2 予備調査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織するものとし、委員長及び委員は 役職員等のうちから、それぞれ研究者倫理統括者が指名する。
- 3 予備調査委員会の委員長及び委員は、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者 とする。
- 4 予備調査委員会は、その委員長が招集する。
- 5 予備調査委員会の事務は、コンプライアンス推進室が行う。
- (予備調査) 第10条 予備調査委員会は、申立てされた行為が行われた可能性、申3
- 第10条 予備調査委員会は、申立てされた行為が行われた可能性、申立ての内容の科学的合理性、第16条に規定する本格的な調査(以下「本調査」という。)における調査可能性その他必要と認める事項についての調査(以下「予備調査」という。)を行う。
- 2 予備調査委員会は、第8条第1項の規定により申立てが受理された日から起算して原則として30日以内に、予備調査の結果をとりまとめ、速やかに研究者倫理統括者に報告する。
- 3 研究者倫理統括者は、前項の報告を受けたときは、自らの意見を付して速やかに理事長に 報告する。

(本調査の決定等)

第11条 理事長は、前条第3項の報告を受けたときは、速やかに、本調査を行うか否かを決定 し、当該決定を研究者倫理統括者に伝達する。

- 2 研究者倫理統括者は、前項の規定により本調査を行うことが決定されたときは、その旨を 申立者及び被申立者 (調査の過程において、被申立者以外の者が研究ミスコンダクトに関与 している疑いが認められた場合には、当該者を含む。以下同じ。) に書面により通知し、本 調査への協力を求めるものとする。
- 3 前項の場合において、研究者倫理統括者は、申立ての事案に係る研究に関与する役職員等 に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。
- 4 研究者倫理統括者は、第1項の規定により本調査を行わないことが決定されたときは、理由を付してその旨を申立者に書面により通知する。この場合において、研究者倫理統括者は、予備調査に係る資料を保存し、当該申立者の求めに応じて当該資料を開示するものとする。
- 5 前項の場合において、申立ての事案に係る研究が他機関から資金の配分を受けて行われた ものであるときは、当該資金を配分した機関(以下「資金配分機関」という。)の求めに応 じて当該資料を開示するものとする。

(本調査の決定に伴う一時的措置)

第12条 理事長は、前条第1項の規定により本調査を行うことを決定したときは、次条の規定により設置する調査委員会から調査結果の報告を受けるまでの間、申立てされた事案に係る研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

(調査委員会の設置)

- 第13条 理事長は、第11条第1項の規定により本調査を行うことを決定したときは、当該決定 を行った日から起算して原則として30日以内に調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織するものとし、次に掲げる者をもって 構成する。
 - 一 研究者倫理統括者
 - 二 役職員等のうちから理事長が指名する者
 - 三 役職員等以外の者で理事長が委嘱する者
- 3 調査委員会の委員長及び委員の半数以上は、前項第3号に規定する者とする。
- 4 調査委員会の委員長及び委員は、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 5 調査委員会の委員長は、第2項各号に掲げる者のうちから理事長が指名する。
- 6 調査委員会は、その委員長が招集する。
- 7 調査委員会の事務は、コンプライアンス推進室が行う。
- 8 理事長は、第2項第3号に規定する者に第21条及び第23条第1項から第4項に規定する事項について協力を求めるものとする。

(調査委員会の構成委員に対する異議申立て及びその審査)

- 第14条 理事長は、調査委員会を設置したときは、申立者及び被申立者に対し、調査の開始並びに当該調査委員会の委員長及び委員の氏名及び所属を通知する。
- 2 申立者及び被申立者は、前項の規定により通知を受けた委員長又は委員の指名又は委嘱に 不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、研究者倫理統括者が別に

定める異議申立書により、理事長に対し異議申立てをすることができる。

- 3 理事長は、前項の規定による異議申立てを受けたときは、当該異議申立ての内容を審査 し、その内容が妥当なものであると認めたときは、当該異議申立てに係る委員長又は委員を 交代するものとする。この場合において、新たな委員長及び委員は、前条第2項から第5項 の規定に準じて指名又は委嘱する。
- 4 前項の場合において、理事長は、同項の審査の結果を申立者及び被申立者に通知する。委員長又は委員を交代した場合は、当該委員長又は委員の氏名及び所属を併せて通知する。
- 5 交代した委員長又は委員の指名又は委嘱に対する異議申立て及びその後の手続について は、第2項から第4項の規定を準用する。
- 6 理事長は、第2項の規定により定められた期間内に異議申立てを受けなかったとき、又は 第3項の規定により異議申立ての内容が妥当なものであると認められなかったときは、調査 委員会の委員長に対し、その旨を通知する。

(研究ミスコンダクトの疑惑への説明責任)

第15条 被申立者は、本調査において、申立てされた事案に係る研究ミスコンダクトの疑惑を 晴らそうとする場合には、当該事案に係る研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっと って行われたこと、並びに当該事案に係る研究成果物等がそれに基づいて適切に作成された ものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(本調査)

- 第16条 調査委員会の委員長は、第14条第6項の通知を受けたときは、直ちに当該調査委員会 を招集し、調査を開始しなければならない。
- 2 調査委員会は、申立ての内容について、研究ミスコンダクトが行われたか否かを認定し、 研究ミスコンダクトが行われたと認定するときは、当該研究ミスコンダクトに関与した者の 特定、当該研究ミスコンダクトの範囲の把握等を行う。
- 3 調査委員会は、研究ミスコンダクトが行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、当該申立てが悪意に基づくか否かを認定する。
- 4 調査委員会は、第11条第3項若しくは第20条第1項の規定により保全された資料又は自ら 収集した資料の精査、関係者からの事情聴取、再実験等の要請その他調査委員会が必要と認 めた方法により調査を行う。
- 5 調査委員会は、被申立者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- 6 調査委員会は、申立者から説明を受けるとともに、第4項の調査によって得られた物的又は科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究ミスコンダクトが行われたか否かの認定を行うものとする。
- 7 調査委員会は、被申立者による自認を唯一の証拠として研究ミスコンダクトを認定しては ならない。
- 8 調査委員会は、被申立者の説明及びその他の証拠によって、研究ミスコンダクトであるとの疑いを覆すことができないときは、研究ミスコンダクトと認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、研究ノート、実験試料及び試薬並びに関係書類等の不存在

- 等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被申立者が研究ミスコンダクトであるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 9 第3項の規定により申立てが悪意に基づくか否かを認定する場合には、調査委員会は、申 立者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- 10 調査委員会は、被申立者又はその他の者による再実験等が必要であると認める場合、又は被申立者から再実験等の申し出があり調査委員会がその必要性を認める場合には、理事長に対して、再実験等の実施を求めることができる。
- 11 理事長は、調査委員会から再実験等の実施を求められた場合は、それに要する期間、機器、経費等に関し合理的に必要と判断される範囲内において、再実験等の実施に必要な措置を講ずるものとする。
- 12 調査委員会は、再実験等が実施される場合は、その指導及び監督を行う。
- 13 調査委員会は、調査を開始した日から起算して原則として150日以内に、第6項の認定 (第3項の規定により申立てが悪意に基づくか否かを認定する場合は、その認定を含む。) を行い、直ちに、本調査の概要、当該認定の結果、その根拠等を記載した報告書を理事長に 提出しなければならない。
- 14 前項の規定にかかわらず、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して理事長に申し出て、その承認を得るものとする。 (調査結果に対する不服申立て及びその審査)
- 第17条 理事長は、前条第13項に規定する報告書を受けとったときは、速やかに、同項の認定 の内容を申立者及び被申立者に書面により通知する。
- 2 申立者及び被申立者は、前項の規定により通知された認定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、研究者倫理統括者が別に定める不服申立書により、理事長に対し不服申立てをすることができる。
- 3 理事長は、前項の規定により被申立者から不服申立てを受けたときは申立者に対し、申立 者から不服申立てを受けたときは被申立者に対し、その旨を通知する。
- 4 理事長は、第2項の規定により申立者又は被申立者から不服申立てを受けたときは、速やかに調査委員会に当該不服申立ての審査を行わせる。
- 5 前項の場合において、理事長は、必要に応じて調査委員会の委員長の交代又は委員の追加 若しくは交代を行うことができる。この場合において、新たな委員長及び委員は、第13条第 2項から第5項の規定に準じて指名又は委嘱する。
- 6 調査委員会は、申立者及び被申立者による不服申立てについて、不服申立ての趣旨、理由 等を勘案して再調査を行うか否かを速やかに決定し、その決定を理事長に報告する。
- 7 理事長は、前項の規定による決定を申立者及び被申立者に速やかに通知する。
- 8 理事長は、第6項の規定により再調査を行うことが決定された場合には、調査委員会に再 調査を行わせる。
- 9 前項の場合において、理事長は、必要に応じて調査委員会の委員長の交代又は委員の追加 若しくは交代を行うことができる。この場合において、新たな委員長及び委員は、第13条第 2項から第5項の規定に準じて指名又は委嘱する。

- 10 申立者及び被申立者は、第6項の決定に対する不服申立てをすることができない。 (再調査及びその後の手続)
- 第18条 調査委員会は、再調査に先立ち、前条第2項の規定により不服申立てをした申立者及び被申立者に対し、同条第1項の規定により通知された認定の内容を覆すに足る資料の提出 その他の当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとする。
- 2 調査委員会は、前項の協力が得られない場合には、再調査を行うことなく手続を打ち切る ことができる。この場合には、直ちに、その旨を理事長に報告する。
- 3 理事長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を申立者及び被申立 者に書面により通知する。
- 4 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則として50日以内(申立てが悪意に基づくか否かの認定に関する再調査の場合は、30日以内)に、第16条第 13項の認定の内容を覆すか否かを決定し、直ちに、その結果を理事長に報告する。
- 5 理事長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その結果を申立者及び被申 立者に書面により通知する。
- 6 申立者及び被申立者は、第4項の決定に対する不服申立てをすることができない。 (調査結果に基づく措置)
- 第19条 理事長は、第16条第13項に規定する認定(再調査を行った場合は、前条第4項に規定する決定。以下、第3項及び第5項において同じ。)により、研究ミスコンダクトが行われたとの認定がなされた場合には、当該研究ミスコンダクトに関与した者の処分、当該研究ミスコンダクトに係る研究成果物等の修正勧告等の適切な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の場合において、理事長は、原則として当該研究ミスコンダクトに関与した者の氏名 及び所属、研究ミスコンダクトの内容、講じた措置の内容、調査委員会の委員長及び委員の 氏名及び所属、調査の方法等を公表する。ただし、当該研究ミスコンダクトに係る公表され た研究成果物等が、申立てがなされる前に取り下げられているときは、当該研究ミスコンダ クトに関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 3 理事長は、第16条第13項に規定する認定において、研究ミスコンダクトが行われなかった との認定がなされた場合には、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要 に応じて被申立者の不利益の発生の防止のための措置を講ずる。
- 4 前項の場合においては、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏 えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、必要に応じて調 査結果を公表するものとする。
- 5 理事長は、第16条第13項に規定する認定において、悪意に基づく申立てが行われたとの認 定がなされた場合は、申立者の処分(申立者が役職員等の場合に限る。)、公表等の必要な措 置を講ずる。

(役職員等以外の者への協力依頼)

第20条 理事長、研究者倫理統括者及び調査委員会の委員長は、申立ての事案の調査を行うために必要があると認めるときは、役職員等以外の者に対し、資料の保全、事情聴取その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の場合において、併せて、次条及び第23条第1項に規定する事項について協力を求め るものとする。

(被申立者及び申立者に不利益をもたらす行為の禁止)

- 第21条 役職員等は、理事長が第19条第1項及び第2項の規定に基づき講ずる措置を除き、被申立者に不利益をもたらす行為をしてはならない。
- 2 役職員等は、理事長が第19条第5項の規定に基づき講ずる措置を除き、申立者に不利益を もたらす行為をしてはならない。

(協力義務)

- 第22条 役職員等は、予備調査委員会及び調査委員会の調査等に協力しなければならない。 (秘密の保持)
- **第23条** 役職員等は、この規程に規定する研究ミスコンダクトの調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- 2 調査等に携わる役職員等は、申立者(相談者を含む。以下この条において同じ。)、被申立者、申立ての内容(相談者による相談の内容を含む。)、調査内容及び調査経過について、調査結果等の公表に至るまで、申立者及び被申立者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 調査等に携わる役職員等は、申立者が了承したときを除き、被申立者に申立者が特定され ないように周到に配慮しなければならない。
- 4 調査等に携わる役職員等は、調査対象における公表前の研究成果物等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮しなければならない。
- 5 理事長は、調査事案が外部に漏えいした場合には、申立者及び被申立者の了解を得て、調査中にかかわらず、当該調査事案について公に説明することができる。ただし、申立者又は 被申立者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。

(他機関への通知)

- 第24条 理事長は、被申立者が他機関に所属している場合において、当該被申立者に対して申立てされた事案に係る次の各号に掲げるときは、その旨を当該他機関に通知するものとする。ただし、第26条の規定により当該他機関と合同して調査を行う場合を除く。
 - 一 第11条第1項の規定により本調査を行うことを決定したとき。
 - 二 第16条第13項に規定する認定について調査委員会から報告を受けたとき。
 - 三 第17条第2項の規定により申立者又は被申立者から不服申立てを受けたとき、又は同項 の規定により定められた期間内に不服申立てを受けなかったとき。
 - 四 第17条第6項に規定する再調査を行うか否かの決定について調査委員会から報告を受けたとき。
 - 五 第18条第2項の規定により調査委員会が再調査を行うことなく手続を打ち切り、調査委員会からその旨の報告を受けたとき。
 - 六 第18条第4項に規定する認定の内容を覆すか否かの決定について調査委員会から報告を 受けたとき。

- 2 理事長は、第16条第13項の規定により悪意に基づく申立てが行われたとの認定がなされ、 かつ、当該申立ての申立者が他機関に所属している場合において、当該申立ての事案に係る 次の各号に掲げるときは、その旨を当該他機関に通知するものとする。
 - 一 第16条第13項に規定する認定について調査委員会から報告を受けたとき。
 - 二 第17条第2項の規定により申立者又は被申立者から不服申立てを受けたとき、又は同項 の規定により定められた期間内に不服申立てを受けなかったとき。
 - 三 第17条第6項に規定する再調査を行うか否かの決定について調査委員会から報告を受けたとき。
 - 四 第18条第2項の規定により調査委員会が再調査を行うことなく手続を打ち切り、調査委員会からその旨の報告を受けたとき。
 - 五 第18条第4項に規定する認定の内容を覆すか否かの決定について調査委員会から報告を 受けたとき。

(資金配分機関等への報告)

- 第25条 理事長は、申立ての事案に係る研究が資金配分機関から資金の配分を受けて行われた ものである場合において、当該事案に係る次の各号に掲げるときは、その旨を当該資金配分 機関及びその関係省庁に報告するものとする。
 - 一 第11条第1項の規定により本調査を行うことを決定したとき。
 - 二 第16条第13項に規定する認定について調査委員会から報告を受けたとき。
 - 三 第17条第2項の規定により申立者又は被申立者から不服申立てを受けたとき、又は同項 の規定により定められた期間内に不服申立てを受けなかったとき。
 - 四 第17条第6項に規定する再調査を行うか否かの決定について調査委員会から報告を受けたとき。
 - 五 第18条第2項の規定により調査委員会が再調査を行うことなく手続を打ち切り、調査委員会からその旨の報告を受けたとき。
 - 六 第18条第4項に規定する認定の内容を覆すか否かの決定について調査委員会からの報告 を受けたとき。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、当該資金配分機関又はその関係省庁から求めがあったと き。
- 2 理事長は、申立ての事案に係る研究が運営費交付金により行われたものである場合は、前項の規定に準じて、経済産業省に報告するものとする。この場合において、同項第7号中「当該資金配分機関又はその関係省庁」とあるのは、「経済産業省」と読み替えるものとする。

(他機関との合同調査)

- 第26条 申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、研究所は、他機関と協議をし、整った協議内容に従い、合同して申立ての事案に係る調査を行うことができる。
 - 一 申立ての内容が、役職員等のほか、他機関に所属する者に係るものである場合
 - 二 被申立者が現に役員、職員又は契約職員である場合であって、申立ての内容が、当該被 申立者が他機関において行った研究活動に関するものである場合

三 被申立者が現に他機関に所属する場合であって、申立ての内容が、当該被申立者が役職 員等として研究所において行った研究活動に関するものである場合

(他機関からの協力依頼)

- 第27条 研究者倫理統括者は、他機関から、当該他機関が行う研究ミスコンダクトに対する調査について協力を求められたときは、役職員等に対し、当該調査への協力を命ずることができるものとする。
- 2 前項の場合において、役職員等は、誠実に協力しなければならない。

附 則(17規程第56号)

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(17規程第66号・一部改正)

この規程は、平成17年10月6日から施行する。

附 則(21規程第39号・一部改正)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(22規程第84号・一部改正)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(27規程第1号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前に申立てを受理した事案に係る手続については、なお従前の例による。

附 則(30規程第36号・一部改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令02規程第12号·一部改正)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令02規程第26号・一部改正)

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

附 則(令02規程第36号・一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令02規程第39号・一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令03規程第41号・一部改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令04規程第33号・一部改正)

この規程は、令和4年12月14日から施行する。